

## 申告の受け付けが始まります

### 令和5年度 町県民税の申告

町県民税の申告受付を下記のとおり実施します。詳細は、広報折り込みチラシと町ホームページを必ずご確認ください。

- **申告期間** 2月8日(水)～3月15日(水)
- **場 所** 役場3階小会議室6  
(始めに小会議室4へお越しください)

#### ■ 注意事項

- 折り込みチラシの受付票に必要事項を記入してから来場してください(未記入の場合、控室で記入してください)。
- 収入のない人の申告(ゼロ申告)のみ1月4日から1階税務会計課窓口で受け付けます。折り込みチラシの申告書に必要事項を記入のうえ提出してください。
- 医療費控除はなるべく折り込みチラシの医療費控除の明細書に記入してから申告してください。
- 所得税の確定申告をする人で利用者識別番号を取得している場合は税務署から送付された通知に番号が書かれていますので持参してください。
- 所得税の確定申告は、e-Taxの利用を推奨します。

#### ■ 感染防止対策のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日体調の優れない人は来場をご遠慮ください。また、マスクの着用、手指の消毒、1世帯1人までの来庁にご協力ください。なお、会場は常に換気をしますので、防寒対策をお願いします。

☎ 税務会計課 Tel. 0193-42-8711

### 釜石税務署から

## 所得税などの確定申告のお知らせ

税務署での「所得税申告書等の作成」は、原則、スマートフォンを用いて行います。スマートフォンをお持ちの場合は必ず持参してください。

なお、申告書作成会場への入場には、「LINE」による事前発行または税務署で当日配付する「入場整理券」が必要となり、配付状況に応じて後日の来場をお願いすることがあります。

また、マイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナンバーカードと暗証番号も併せてご準備の上、来署してください。

- **開設場所** 釜石税務署2階(釜石市小佐野町3-8-24) ※公共交通機関をぜひご利用ください。
- **開設期間** 2月16日(木)～3月15日(水)〈土・日・祝日を除く〉
- **受付時間** 9:00～16:00

☎ 釜石税務署 Tel. 0193-25-2081 (代表)

### 令和5年度固定資産税(償却資産)の申告

固定資産税(償却資産)の申告書を12月9日(金)に発送しました。受付は1月31日(火)までとなっておりますので期限内の申告にご協力ください。

償却資産とは、土地、家屋以外で事業のために使用する資産です。町内に償却資産を所有している事業者は、毎年1月1日現在の資産所有状況を申告する必要があります。

償却資産の名称、取得価額、耐用年数などを申告書に記載し、申告をお願いします。初めて申告する場合は全資産を、それ以外の場合は前年度申告した内容を確認のうえ、資産の増減について申告してください。申告書などは、税務会計課窓口にもありますのでご利用ください。

東日本大震災により滅失、損壊した資産に代わるものとして取得、改良した資産は、課税標準の特例を受けることができます。申告書に代替資産であることを明記し、申告してください。過去に本特例を適用していない事業者で令和4年中に新たに代替資産を取得した場合には、申請方法をご案内しますので担当までお問い合わせください。

■ **申告受付場所** 役場1階税務会計課

■ **申告期限** 1月31日(火)  
※郵送の場合は1月31日必着

■ **提出書類** 令和5年度償却資産申告書(償却資産課税台帳)、種類別明細書(増加資産・全資産用)、種類別明細書(減少資産用)

#### ■ 課税対象となる償却資産の種類

構築物(建物付属設備)、機械および装置、船舶、航空機、車両および運搬具、工具・器具および備品

☎ 税務会計課 Tel. 0193-42-8711

# くらしの安心だより

## 防災ハザードマップを解説

### 「避難場所」と「避難所」は何が違うの??

災害が発生した場合、避難行動について考えなければなりません。避難する場所には、「避難所」と「避難場所」の2つがあることはご存じでしたか?



#### 指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るため一時的に避難する場所。

地震や津波などの突発災害からすぐに命を守るため、高台などを指定する場合があります。



#### 指定避難所

災害の危険性がなくなるまでの間、生活をする場所。

大雨災害時など雨風を防ぐことができる建物等を指定する場合があります。

あらかじめ防災ハザードマップで、ご自宅周辺の避難場所および避難所を確認しておきましょう。また、普段からよく行く場所(勤務先、学校、病院、買い物をする場所など)周辺の避難場所および避難所も一緒に確認しておきましょう。

### 津波注意報発表時の指定避難所の開設について

津波注意報が発表された場合、まずは身の安全を確保するため、「指定緊急避難場所」へ一時的に避難することを第一としますが、その後、災害の危険性がなくなるまでの安全確保のため、以下6カ所の指定避難所を開設することとしています。

- 城山公園体育館
- 大槌学園
- 安渡分館・避難ホール
- 赤浜分館・多目的ホール
- 吉里吉里学園小学部
- 浪板交流促進センター

## いらなくなった家電4品目は正しくリサイクルしてください

エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目は家電リサイクル法の対象品目のため、リサイクルセンターで引き取ることができません。

### 家電4品目を処分したい場合は

- ①新しい製品に買い替える際は、新しい製品を購入する小売店に引き取りを依頼する。
- ②処分する製品を購入した小売店が分かる場合には処分する製品を購入した小売店に引き取りを依頼する。
- ③最寄りの電気店に引き取りを依頼する。

なお、家電4品目の処分には、家電リサイクル法によりリサイクル料金が必要です。

☎ リサイクルセンター Tel. 0193-42-7570

#### 家電リサイクル法対象4品目



無料相談

終活支援  
これからの人生を後悔なく、よりよく生きるために、よりよく準備を整えてみませんか。

遺言 相続 遺言 届出 葬儀 支払 遺産

ご相談される方は、予め、お電話で予約受け付けをお願いします。

年中無休 トータルサポート対応  
慈愛サポートセンター合同会社  
事務所 吉祥寺内[吉祥寺と連携]  
Tel.0193-43-1020 fax.0193-44-2331

葬祭・通夜 終活支援 永代供養墓 ペット墓地

スタッフ一同、皆様様に寄り添いこころを込めて対応させていただきます。